

第3期山武市子ども・子育て支援事業計画(素案)における変更箇所について

該当ページ	変更内容等
P.55	⑰【新規事業】乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)について、※印及び下欄に注釈文を追加。
P.56～57	利用定員の変更に伴い、②確保量(提供量)を変更。 表については、②－①の数値を追記し、わかりやすく表記。
P.56～63	「資料:令和6年度実績(見込み)は市担当課資料」を削除。
P.56～65	②確保量について、「(提供量)」を追記し、わかりやすく表記。
P.62	(10)延長保育事業の確保方策について、「、地域型保育事業所」を削除。 (令和6年度現在全10園で実施)を(令和6年度現在8園で実施)に変更。
P.63	(12)放課後児童健全育成事業について、千葉県子ども計画との整合性を図るため、各学年・年度ごとに数値を変更。

現在、[資料3](#)のとおり、令和7年1月21日(火)から令和7年2月21日(金)の期間において、第3期山武市子ども・子育て支援事業計画(素案)のパブリックコメントを実施しております。パブリックコメントの実施期間中ですが、公立子ども園及び幼稚園の利用定員の変更と千葉県子ども計画との整合性を図るための変更に伴い、上記内容について変更を行います。

つきましては、変更後の内容[資料4](#)をご確認いただき、第3期山武市子ども・子育て支援事業計画(素案)の変更について、別紙意見回答用紙にて内容の承認をお願いいたします。